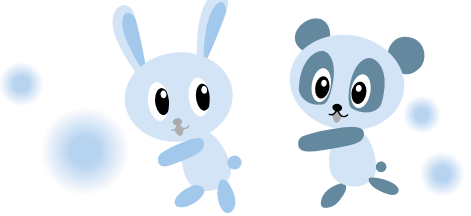


特別児童扶養手当のお知らせ ● ● ●

受給条件について

心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母、またはその児童を養育している方が手当を受けることができます。なお、外国人の方も受給の対象になります。ただし、次のいずれかに該当するときは、手当を受けることができません。

- ① 児童、請求者が日本国内に住所を有しないとき
- ② 児童が児童福祉施設などに入所しているとき
- ③ 児童が障がいを支給事由とする公的年金を受給しているとき
- ④ 父母または養育者などの前年度の所得が一定額以上のとき



手当の額について

手当の等級	手当の額	障がい程度
1級	障がい児1人につき 月額 50,750円	身体障がい者手帳1・2級及び3級の一部の児童(内部障がいは診断書による) 療育手帳A1、A2の児童 上記と同程度の障がいがあると認められた児童
2級	障がい児1人につき 月額 33,800円	身体障がい者手帳3級及び4級の一部の児童(内部障がいは診断書による) 療育手帳B1の児童(診断書により判定) 上記と同程度の障がいがあると認められた児童

申請手続きについて

住所地の市町村の窓口にて請求の手続きをしてください。県知事の認定を受けた後に手当が支給されます。

〈添付書類〉

1. 特別児童扶養手当認定請求書
2. 請求者と対象児童の戸籍謄本または抄本
3. 世帯全員の住民票の写し
4. 障がい認定診断書
5. その他(印かん・請求者名義の通帳)

※身障手帳(内部障がいをのぞく)と療育手帳(B1をのぞく)所持の場合は診断書の省略ができます。

手当の支給について

手当は知事の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、4月(12月～3月分)、8月(4月～7月分)、11月(8月～11月分)の3回、指定した金融機関の口座に振り込まれます。

▼問い合わせ先＝健康福祉課 福祉人権係 ☎(56)9128 FAX(56)7493

日本脳炎の予防接種について

日本脳炎の予防接種は、平成17年5月に厚生労働省から積極的な勧奨を差し控えるように通知があり、希望するお子さんに対してのみ定期接種を行ってきました。平成21年6月に新しい『乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン』が開発されましたが、ワクチンの供給量から、平成22年度においては、3歳のお子さんについてのみ積極的な勧奨を行うことになりましたのでお知らせします。

▼接種対象＝3歳児(体調がよい時になるべく早く受けてください)

▼接種場所＝町内の医療機関または下野市(自治医大を除く)、小山市、野木町、宇都宮市の医療機関(上記以外の医療機関で接種する場合は健康福祉課へご連絡ください)

▼持ち物＝母子手帳、予診票、健康保険証

▼接種費用＝無料

▼その他＝

① 標準的な接種は3歳児ですが、予防接種法に基づき、生後6か月以上90か月未満のお子さんで日本脳炎の予防接種を希望するお父さんは、無料(公費負担)で接種できます。

② 積極的勧奨を差し控えたことで、接種機会を逃したお子さんに関しては、ワクチンの供給量などをみて定期の接種機会を確保できるように国が検討していく予定です。

③ 第2期(小学4年生)の定期予防接種については、有効性・安全性等についての知見を踏まえ、検討することになっており、現段階において定期の予防接種として接種することはできません。

▼問い合わせ先＝

健康福祉課 健康増進係

☎(56)9132

あなたの税が未来を拓く市町村税徴収強化月間2010夏

全県下一斉の取組

町では納税の公平と税収の確保を図るため、7～8月を「市町村税徴収強化月間2010夏」として、栃木県との協働により、全県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

三位一体改革と税源移譲

平成19年度から三位一体の改革により国からの補助や負担金が削減され、その分が住民税(地方税)に移し替えられました。しかし、財源ではなく税源の移譲なので、住民税の収入率が低いと、町の歳入は少なくなってしまう。(※住民税が増えた分、所得税は減っています。)

このことは、町の予算に占める市町村税の割合が、大きくなったことを意味しています。税収が確保できない場合、予定していた事業が行えなくなったり、必要な住民サービスの提供に支障をきたすこととなります。

一人ひとりが町を支える

これからは、町民の皆さん一人ひとりが、これまで以上に重要な役割を担うこととなります。国では、納税者である皆さんが自分たちの町を支えていることを認識する必要があります。



自主的な納付

町は、自主的な納税を期待しています。期限を過ぎても納付がない場合は、写真のような財産の滞納処分(差押え・公売など)をしなければなりません。差押財産の調査のため、滞納者の住居や事業所の搜索、自動車差押をする人もあります。滞納処分をしないで済むように、皆さんの自主的な納税をお願いします。

【上三川町では税収確保に向け、次のような取組みを行っています】

納税相談…税金を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。

納税催告…納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書等の送付、自宅訪問等を行います。

財産調査…滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。

給与調査…滞納者の給与を差押えるため、勤務先に対し給与の調査を行います。

差押処分…不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押えを行います。差押後も納付されない場合、差押財産の公売・取立を行います。

▼問い合わせ先
税務課 納税係
☎ 9121

新年度保育所入所の受け付け

平成23年4月から保育所に入所希望の乳幼児の受け付けを開始します。

▼受付期間 9月1日(水)～30日(木)
(土・日・祝日を除く)、午前8時30分～午後5時15分

▼入所基準 保護者や同居の親族が、仕事や病気などにより家庭で保育できない場合など。

▼入所施設 大山、上三川の各保育所、上三川幼稚園、あけぼし保育園、蓼沼保育園、心ざかしおひさま保育園

※詳しい内容は、広報9月号でお知らせします。

▼問い合わせ先
健康福祉課
子育て支援係
☎ 9130

